

長野市若者奨学金返還支援事業補助金
提出書類チェックリスト

【交付申請】

提出期限(初年度):初めて奨学金の返還をする日まで

提出期限(2年度目以降):当該年度の4月1日

No	省略	確認	提出書類	備考
①			(様式第2号) 長野市若者奨学金返還支援事業補助金交付申請書 ※市税の納付確認に関する同意書を含む	・同意書に捺印欄あり ・HPに記入例あり
2	△		貸与奨学金返還確認票 (又は、その他の奨学金返還予定額を証する書類)	日本学生支援機構が発行するもの
3	○		卒業証明書の写し	
4	△		地元企業との雇用契約書の写し ※市内に本店又は主たる事務所を有する法人との契約 ※期間の定めのない契約	人事通知書、辞令書等は、雇用主、雇用形態、雇用期間等が確認できないため、原則不可
5	△		住民票の写し	長野市
⑥	○		長野市若者奨学金返還支援事業に関する個人情報の取扱い	
⑦	○		インターンシップ等参加証明書 (又は、就業体験等の参加を証する書類)	認定申請時に提出済みの場合は不要
⑧	○		債権者登録申請書兼口座振替依頼書	
9	○		返還開始月・返還方法申請(ながの電子申請サービス) ※市ホームページから申請	電子申請サービスで交付申請をする場合は不要
⑩			在職証明書(市指定の様式のもの)	就業先が証明

※○の書類は、2年度目以降の交付申請から提出不要です。

※△の書類は、2年度目以降の交付申請時において、従前の申請内容に変更が無い場合、提出不要です。

【実績報告】

提出期限: 当該年度の3月31日

No.	確認	提出書類	備考
①		(様式第5号) 長野市若者奨学金返還支援事業補助金実績報告書	
②		(様式第6号)就労証明書	
3		住民票の写し	
4		長野市の返還額を証する書類(①~③のいずれか) ①奨学金返還額証明書(当該年度における支払額がわかるもの) ②通帳の写し ③口座の出金履歴がわかるスクリーンショット	②又は③で申請する場合、支払者(口座名義人等)が確認できること

【交付請求】

提出期限: 交付確定後速やかに提出

No	確認	提出書類	備考
①		(様式第7号) 長野市若者奨学金返還支援事業補助金交付請求書	

【その他】

- ・ 本補助金における全ての申請は、ながの電子申請サービス(オンライン申請)が利用できます。ぜひ、オンライン申請をご検討ください。
- ・ 申請前に必ず、ホームページ、交付要綱、ご案内チラシをご確認ください。
- ・ Noに□があるものは、様式(参考様式を含む。)をホームページに掲載しています。
- ・ 場合によっては、上記以外の書類の提出を求めることがあります。
- ・ 従前の申請内容に変更があった際は、必ず長野市移住・定住相談デスクに連絡をお願いします。
- ・ 重ねて類似の補助金の交付を受けることはできません。